

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○公有財産規則の一部を改正する規則	(管 財 課)	一
○旅館業法施行細則の一部を改正する規則	(食と暮らしの安全推進課)	一
○公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則	(同)	二
告 示		
○指定管理者の指定	(スポーツ振興課)	二
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出	(障害福祉課)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	三
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録	(森林整備課)	三
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(防災砂防課)	三
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(契 約 課)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(警察本部会計課)	六
教育委員会		
○県立学校条例施行規則		七
選挙管理委員会		
○不在者投票を管理すべき施設の指定等		八
公安委員会		
○宮城県警察組織規則の一部を改正する規則		八

規 則

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第一号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則(昭和三十九年宮城県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二十六条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

第六十一条ただし書中「前条第二号から第四号」を「前条第五号イからハ」に改める。

第六十四条第三項中「不動産」を「財産」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則(昭和三十三年宮城県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

(納付の特例)

第十条 条例第十条第二項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 現金により納付する場合

二 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者(同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。)に納付を委託する場合

附 則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

附 則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年一月七日

○宮城県規則第三号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則（昭和六十一年宮城県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。
第六条の次に次の一条を加える。

（納付の特例）

第七条 条例第九条第二項ただし書の別に定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 現金により納付する場合
- 二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）に納付を委託する場合

附則

この規則は、令和七年二月一日から施行する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

告 示

○宮城県告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。
令和七年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 公の施設の名称
宮城県長沼ポート場
- 二 指定した団体の名称及び所在地
一般社団法人宮城県ポート協会
石巻市田道町一丁目六番十八号
- 三 指定の期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の二十四第四項の規定により指定障害

児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。
令和七年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四五〇七〇〇五六二	コペルプラス名取教室 名取市杜せきのした二丁目二一〇一ペレオMSS一〇二号室	児童発達支援	株式会社コペル	令和六年八月三十一日
○四五二六〇〇二六五	児童デイサービスセンター「すきっぷ」 宮城県利府町中央二丁目十一番地一	放課後等デイサービス	社会福祉法人利府町社会福祉協議会	令和六年九月三十日
○四五〇二二〇一一七	児童デイサービスステツブメイト蛇田 石巻市蛇田字新谷地前百二十六一	児童発達支援	株式会社ココステツブ	令和六年十一月三十日

○宮城県告示第三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。
令和七年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一一六〇〇一七四	グループホーム 楽富谷市鷹乃杜一丁目十三一十九	短期入所	株式会社TK	令和六年七月一日
○四一一二二〇四一一	短期入所 宮城大河原町郡大河原町大谷字稗田前七十九一	短期入所	ソーシャルインクルー株式会社	令和六年七月一日
○四二二〇七〇〇六二七	グループホームひよこの家 名取市植松四丁目七一十一	共同生活援助	株式会社ひよこの家グループ	令和六年七月一日
○四二二二〇〇三〇三	ソーシャルインクルー	共同生活援助	ソーシャルインクルー	令和六年七月

○宮城県告示第五号

事業所番号	〇四二二七〇〇五八五
事業所の名称及び所在地	ポラリス富谷センター 富谷市大清水二丁目二十二番一
廃止する指定障害福祉サービスの種類	就労継続支援A型
設置者名	株式会社ポラリス
廃止年月日	令和六年十二月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和七年一月七日

〇四二〇九一七〇七四	介護の社 多賀城市中央一 十五番館二〇七	重度訪問介護	株式会社NA RITA	令和六年十月一日
〇四一〇七〇〇八四三	短期入所施設 アム イル名取が丘三 丁目二十三番一 十三	短期入所	株式会社アム イル	令和六年十二月一日
〇四一〇九一七一一八	短期入所 多賀城桜 木七番二十一号	短期入所	SIホールデ イングス株式 会社	令和六年十二月一日
〇四二一五〇一〇二六	短期入所 大崎古川 荒谷 大崎古川荒谷字新 小道五十四番一	短期入所	ソーシャルイ ンクル株式 会社	令和六年十二月一日
〇四二〇九一七〇七二	ソーシャルインクル ホーム多賀城桜木 七番二十一号	共同生活援助	SIホールデ イングス株式 会社	令和六年十二月一日
〇四二二五〇〇八三六	ソーシャルインクル ホーム大崎古川荒 谷 大崎古川荒谷字新 小道五十四番一	共同生活援助	ソーシャルイ ンクル株式 会社	令和六年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。

令和七年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称及び 所在地	登録年月日
		種 穂	苗木		
宮城第二 百九十七 号	新誠木材株式会社 刈田郡七ヶ宿町字蒲木 五十一番地	採取	幼苗の育	新誠木材株式会社 刈田郡七ヶ宿町字蒲 木五十一番地	令和六年十二 月二十四日

○宮城県告示第六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（平成二十九年十二月二十六日宮城県告示第千三百三十八号）のうち、次の区域の指定を解除するので、第七条第六項において準用する同条第四項及び第九条第九項において準用する同条第四項の規定により公示する。

令和七年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害 の発生原 因となる 自然現象 の種類	区域の所在地	縦 覧 場 所
沢乙の2	急傾斜地 の崩壊	宮城県利府町沢乙字向山（次の図のと おり）	宮城県土木部防災砂防課及び 宮城県仙台土木事務所

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和七年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達印刷物及び発注予定数量 みやぎ県政だより 一式
- 2 印刷物の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 契約期間 契約締結の日から令和八年三月三十一日(火)まで
- 4 納入場所 発注者指定の場所(県庁及び県内各市町村六十五か所(予定))
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県品の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。(登録業種が「B 印刷物類」であること。)
- 3 当該印刷物の製造が可能となる印刷機を自社で所有し、当該発注に係る印刷物は自社で印刷すること。
- 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 7 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。
 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。
- 9 当該印刷物が災害等により履行が困難となつた場合には、提携企業に支援を求めるなど、遅滞なく発行できる体制を有すること。
- 10 過去三年以内に、一回あたりの発行部数が本案件と同規模以上の定期刊行物を年四回以上発行した受注実績が二件以上あること。
- 11 本件担当者が複数名常駐している営業拠点が公共交通機関(特急券の利用可)や車両により県庁から一時間以内で移動できる距離にあり、かつ、本件に係る印刷工場が、公共交通機関(特急券の利用可)や車両により県庁から二時間以内で移動できる距離にあること。
- 12 本件担当者については、印刷業務に複数年携わるなど知識や経験が豊富であることとし、編集やデザイン、印刷等の各部門と速やかに連携できる体制を持つものであること。
- 13 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(二九九〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇

4 Deadline for Bid Submission : February 13, 2025 (Thu), 5 : 00 pm.
 5 Contact Information : Mai Sato, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3333

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
 令和七年一月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 調達案件及び数量 キャッシュレス連動POSシステム貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県仙台中央警察署ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ

の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ令和七年一月十五日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二二二二二二二二二一七七一、内線二二三二二）

2 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和七年一月二十四日（金）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和七年一月三十日（木）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1宛て必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和七年一月三十一日（金）午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めらるることがある。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地

方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters January 30, 2025, 5 : 00 p.m.

2 Item/Service Required : Lease of Cashless-Integrated POS System - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : the Bidding Room, Miyagi Prefectural Police Headquarters January 31, 2025, 9 : 30 a.m.

4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel. 022-221-7171 Ext. 2232

教育委員会

県立学校条例施行規則をここに公布する。

令和七年一月七日

宮城県教育委員会

〇宮城県教育委員会規則第一号

県立学校条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、県立学校条例（昭和三十九年宮城県条例第十六号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(徴収の特例)

第二条 証明手数料の徴収に係る条例第八条ただし書の別に定める場合は、次のとおりとする。

- 一 現金により徴収する場合
 - 二 知事の発行する納入通知書により徴収する場合
 - 三 指定納付受託者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）による納付の方法により徴収する場合
- 附 則
- この規則は、令和七年二月一日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第一号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年一月七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 櫻 井 正 人

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二SOMPOケアそんぽの家S八乙女の項の次に次のように加える。

SOMPOケアラヴィーレ泉パークタウン朝日 同 泉区根白石字行木沢東一番八

附 則

この告示は、令和七年一月七日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第一号

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年1月7日

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

宮城県警察組織規則の一部を改正する規則

宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前

改正後

(課等の設置)

第3条 (略)

2・3 (略)

4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。

課 等	組	織
(略)	(略)	(略)
警 備 課	宮城県警察航空隊	
		(略)

5・6 (略)

第3条の2～第8条 (略)

(警備部の課等の所掌事務)

第9条 警備部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

公安課 (略)

警備課 (1)～(11) (略)

(12) 警衛警護室、災害対策室及び航空隊の運営に関すること。

外事課・機動隊 (略)

第10条～第16条 (略)

(警察本部の職及び職務)

第17条 (略)

2 第3条第4項に規定する組織のうち、宮城県警察少年事件特別捜査隊、宮城県警察性犯罪特別捜査隊、宮城県警察機動鑑識隊、宮城県警察暴力特別捜査隊及び宮城県警察航空隊に隊長を、宮城県警察公安委員会補佐室、宮城県警察取調・監督室、宮城県警察監査室、宮城県警察犯罪被害者支援室、宮城県警察特殊詐欺対策室、宮城県警察交通事故総合分析室、宮城県警察高齢運

(課等の設置)

第3条 (略)

2・3 (略)

4 警察本部の次表左欄に掲げる課等に、当該右欄に掲げる組織を置く。

課 等	組	織
(略)	(略)	(略)
警 備 課	宮城県警察航空隊	
	宮城県警察全国首樹祭警衛対策室	
		(略)

5・6 (略)

第3条の2～第8条 (略)

(警備部の課等の所掌事務)

第9条 警備部の課等の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

公安課 (略)

警備課 (1)～(11) (略)

(12) 警衛警護室、災害対策室、航空隊及び全国首樹祭警衛対策室の運営に関すること。

外事課・機動隊 (略)

第10条～第16条 (略)

(警察本部の職及び職務)

第17条 (略)

2 第3条第4項に規定する組織のうち、宮城県警察少年事件特別捜査隊、宮城県警察性犯罪特別捜査隊、宮城県警察機動鑑識隊、宮城県警察暴力特別捜査隊及び宮城県警察航空隊に隊長を、宮城県警察公安委員会補佐室、宮城県警察取調・監督室、宮城県警察監査室、宮城県警察犯罪被害者支援室、宮城県警察特殊詐欺対策室、宮城県警察交通事故総合分析室、宮城県警察高齢運

<p>転者等支援室、宮城県警察警備警護室、宮城県警察災害対策室 <u>及び宮城県警察国際テロリズム対策室に室長を、宮城県警察少年サポーターセンター、宮城県警察通訳センター、宮城県警察交通反則通告センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察占川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターに所長を置き、それぞれ警規又は警部の階級にある警察官をもって充てる。</u> 3～11 (略)</p>	<p>転者等支援室、宮城県警察警備警護室、宮城県警察災害対策室、宮城県警察全国盲聴経警備対策室及び宮城県警察国際テロリズム対策室に室長を、宮城県警察少年サポーターセンター、宮城県警察通訳センター、宮城県警察交通反則通告センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察占川運転免許センター及び宮城県警察仙南運転免許センターに所長を置き、それぞれ警規又は警部の階級にある警察官をもって充てる。 3～11 (略)</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年1月14日から施行する。